## 野村アセットマネジメント

# Expertise to Exceed<sup>1</sup>

ご参考資料 2019年12月16日



野村テンプルトン・トータル・リターン Cコース (限定為替ヘッジ 毎月分配型) / Dコース (為替ヘッジなし 毎月分配型)

## 分配金のお知らせ

平素より「野村テンプルトン・トータル・リターン」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年12月13日の決算において、基準価額水準及び基準価額に対する分配金額、ポートフォリオの利回り水準などを総合的に勘案し、「Dコース(為替ヘッジなし毎月分配型)」(以下、「Dコース」といいます)の分配金を70円から50円に引き下げることといたしました。「Cコース(限定為替ヘッジ毎月分配型)」につきましては、前回決算の分配金から変更ありません。

### ■ 分配金(1万口当たり、課税前)

| ファンド                    | 分配金額 |        |               | 基準価額   | 基準価額<br>(分配金再投資) |           |  |
|-------------------------|------|--------|---------------|--------|------------------|-----------|--|
|                         |      | (前回決算) | 分配金額<br>設定来累計 | (決算日)  | (決算日)            | (前回決算)    |  |
| Cコース<br>(限定為替ヘッジ 毎月分配型) | 20円  | (20円)  | 1,960円        | 8,972円 | 10,861円          | (10,903円) |  |
| Dコース<br>(為替ヘッジなし 毎月分配型) | 50円  | (70円)  | 9,420円        | 7,233円 | 16,642円          | (16,756円) |  |

前回決算:2019年11月13日、設定日:2011年8月11日

基準価額(分配金再投資)とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものとして計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。

上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。 分配金は、投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により 分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

<sup>・</sup>分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。

2~4ページは、ファンドが投資対象とする外国投資法人「FTIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン・ファンド」および「FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF」の外国投資証券を運用するフランクリン・テンプルトン社の情報に基づき野村アセットマネジメントが作成。

## 「Dコース」の分配金引き下げの背景

## 基準価額水準の低下

「Dコース」は、2018年4月13日決算において100円から70円へ分配金の引き下げを行ないましたが、その後の基準価額(分配金再投資)はほぼ横ばいの動きとなり、2019年12月13日現在16,642円、2018年4月13日からの騰落率は-2.1%となりました。一方、基準価額は毎月70円の分配を継続したため、2019年12月13日現在7,233円と7,000円台前半の水準まで低下し、騰落率は基準価額(分配金再投資)を下回る-17.3%となりました。

ファンドが投資対象とする外国投資法人のこの間の パフォーマンスは、通貨戦略でプラスリターンとなったも のの、金利戦略がマイナスリターンとなり、全体としては 横ばいからやや軟調な展開となりました。

金利戦略においては、米中の貿易摩擦問題や米 国の金融政策の影響を受け、グローバルに債券利回 りが低下(価格は上昇)するなか、米国債のパ フォーマンスと逆相関となるポジションをとっていたことな どが影響しました。また新興国債券への投資について は、利回りが低下したブラジル、インド、メキシコにおけ る金利戦略が奏功した一方、政局が不安定化したア ルゼンチンの戦略が主なマイナス要因となりました。

通貨戦略では、米欧の経済ファンダメンタルズや金融政策の違い等に着目したユーロの売り建て、豪州の緩和的な金融政策等を背景とした豪ドルの売り建て等がプラスに寄与しました。

#### 「Dコース」の基準価額の推移



期間:2011年8月11日(設定日)~2019年12月13日、日次

基準価額(分配金再投資)とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものとして計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

## ポートフォリオの利回りの低下

ポートフォリオの利回りは、昨年末より徐々に低下し、 「Dコース I の最終利回りは2018年12月末の 11.3%から2019年10月末には3.8%となりました。

その要因の一つは、比較的利回りの高い新興国債 券の組み入れ比率を引き下げたことにあります。一部 の新興国債券市場は引き続き投資妙味が高いとみ ていますが、足元のポートフォリオ全体のリスクを低下さ せる方針のもと、新興国全体の組み入れ比率を低減 させました。具体的にはアルゼンチン、メキシコ等の債 券組入比率を引き下げてきたことに加え、一部の新 興国については、当該新興国通貨を米ドルで為替 ヘッジ(当該新興国通貨売り/米ドル買い)※しまし た。

利回り低下の二つ目の要因は、金利の低い日本円 の比率を高めたことです。今後数四半期において世 界的にリスク回避の動きが高まった場合、安全資産と しての円が対米ドルで強含むとの見通しから、日本国

債の比率を増加させ、さらに為替市場において米ドル 売り/円買い※を行ないました。

※この場合、相対的に高金利の通貨を売り、低金利の通貨を 買う為替取引となる為、為替取引によるコスト(その金利差相 当分の費用)が生じ、ポートフォリオの利回りをさらに低下させる ことになります。

### 最終利回り(課税前)の推移

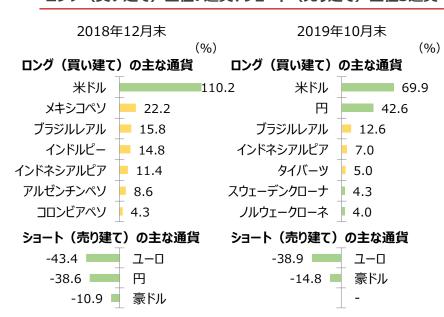


期間:2018年10月末~2019年10月末、月次

## 投資債券の国・地域別配分比率(純資産比) 上位10ヵ国

| 2018年12月末 |       | 2019年10月末 |       |  |  |
|-----------|-------|-----------|-------|--|--|
| メキシコ      | 18.8% | 日本        | 22.2% |  |  |
| ブラジル      | 15.8% | ブラジル      | 14.7% |  |  |
| インド       | 12.6% | メキシコ      | 11.8% |  |  |
| 韓国        | 11.8% | 韓国        | 8.3%  |  |  |
| インドネシア    | 11.4% | インドネシア    | 7.0%  |  |  |
| アルゼンチン    | 9.2%  | タイ        | 5.0%  |  |  |
| コロンビア     | 4.3%  | インド       | 4.3%  |  |  |
| ガーナ       | 3.9%  | ガーナ       | 2.6%  |  |  |
| フィリピン     | 1.5%  | 米国        | 2.4%  |  |  |
| ウクライナ     | 0.6%  | アルゼンチン    | 2.0%  |  |  |

通貨別配分比率の推移(純資産比) ロング(買い建て)上位7通貨、ショート(売り建て)上位3通貨



先進国を緑色、新興国を黄色で表示しています。先進国、新興国の定義はIMFによります。

「Dコース |が投資対象とする外国投資法人「FTIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン・ファンド |および「FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF |の各基 準日時点の最終利回り(課税前)、国・地域別配分および通貨別配分比率を各基準日時点の保有割合で加重平均したものです。 出所: フランクリン・テンプルトン社のデータに基づき野村アセットマネジメント作成

上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

## 今後の運用方針

大国間の貿易摩擦と様々な局面での地政学リスク、ポピュリズムの台頭による先進国の債務増大など、現在、世界の投資家は様々なリスクに直面しています。このような環境下、多くの投資家がインフレリスクを過小評価していると考えており、彼らが高リスクで流動性が低い投資対象に資金を振り向け続けていることを懸念しています。米国については、財政赤字の拡大に伴う国債の発行増やインフレ上昇圧力により、特に長期ゾーンの米国国債の利回りは上昇するとみています。

以上の考え方に基づき、当ファンドは、全体としてポートフォリオのデュレーションを短めに維持し、米国 国債に対するマイナスデュレーションのポジションを維持してまいります。 新興国については、ファンダメンタルズが健全もしくは改善しつつあり、魅力的なリスク調整後リターンが期待できる現地通貨建て債券を選別して保有しています。引き続き外需への依存度が低く内需主導の経済構造を持ち、また一貫した適切な金融政策を実行できる信頼性の高い中央銀行を持つ国に投資をします。

前述のリスクに加え、市場は様々な資産クラスの相関が高まるという状況下にあり、従来一般的に採られてきた運用戦略ではリターンは上げづらいと考えます。様々な資産クラスの下落リスクに備えつつ、今後の市場の展開に応じた分散ポートフォリオを構築し、リターンの獲得を目指してまいります。

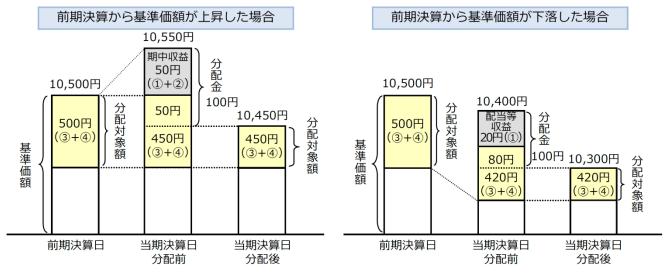
上記は当資料作成時点のものであり、予告なく変更する場合があります。

### 分配金に関する留意点

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



- ●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
  - ・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の 基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。
    - ※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。 分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



●投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部 または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、 分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

◇普通分配金 ··· 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。 ◇元本払戻金 ··· 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻 (特別分配金) となります。



- ※投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。
- (注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

## 「野村テンプルトン・トータル・リターン」

### 【ファンドの特色】

- ●インカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。
- ●新興国を含む世界各国の国債、政府機関債、社債等(現地通貨建てを含みます。)を実質的な主要投資対象※とします。 ※「実質的な主要投資対象」とは、外国投資法人や「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
- ●「野村テンプルトン・トータル・リターン」は、分配頻度、投資する外国投資法人において為替ヘッジの有無の異なる、 4本のファンドで構成されています。

|       | 為替ヘッジあり(限定ヘッジ)** | 為替ヘッジなし |
|-------|------------------|---------|
| 年2回分配 | Aコース             | Bコース    |
| 毎月分配  | C⊐−ス             | Dコース    |

- ※「Aコース」「Cコース」は、投資する「FTIF テンプルトン・グローバル・トータル・リターン・ファンドClass I (Mdis) JPY-H1」「FTSIF テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF I (Mdis) JPY-H1」において、ポートフォリオの通貨配分にかかわらず、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替予約取引等により、対円での為替へッジを行なうことを基本とします。
- ●各々以下の外国投資法人である「FTIF テンプルトン・グローバル・トータル・リターン・ファンド」「FTSIF テンプルトン・ グローバル・トータル・リターン SIF」および国内投資信託「野村マネー マザーファンド」を投資対象とします。

| ファンド名        | 投資対象とする外国投資法人の円建ての外国投資証券                                 |
|--------------|--|
|              | FTIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン・ファンド Class I (Mdis) JPY-H1 |
| Aコース<br>Cコース | FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF I (Mdis) JPY-H1       |
| 03-7         | (各証券を「JPY 限定為替ヘッジ・クラス」といいます。)                            |
|              | FTIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン・ファンド Class I (Mdis) JPY    |
| B⊐ース<br>D⊐ース | FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF I (Mdis) JPY          |
|              | (各証券を「JPY クラス」といいます。)                                    |

- ●通常の状況においては、「FTIF テンプルトン・グローバル・トータル・リターン・ファンド」および「FTSIF テンプルトン・ グローバル・トータル・リターン SIF」への投資を中心とします※が、投資比率には特に制限は設けず、各証券の収益性および 流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。
  - ※通常の状況においては、「FTIF テンプルトン・グローバル・トータル・リターン・ファンド」および「FTSIF テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF」 への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

なお、当面の間、パフォーマンスへの影響に留意しながら、分散投資規制に即した運用を行なう「FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF」への投資比率を引き上げていくことを基本とします。

#### ■投資対象とする外国投資法人の主な投資方針について■

「FTIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン・ファンド 」および「FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF」

- ◆新興国を含む世界各国の固定利付および変動利付の債券(国債、政府機関債、社債等。現地通貨建てを含みます。)を主要投資対象として、インカム ゲイン、キャピタルゲインおよび通貨の利益を総合した、米ドルベースでのトータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
- ◆JPY限定為替ヘッジ・クラスは、原則として純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度、米ドル売り円買いの為替予約取引等により、対円での為替ヘッジを行なうことを基本とします。
- ◆JPYクラスは、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ●運用にあたっては、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社に、運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- ●ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
- ●「Aコース」「Bコース」間および「Cコース」「Dコース」間でスイッチングができます。

## 「野村テンプルトン・トータル・リターン |

#### 【ファンドの特色】

#### ●分配の方針

◆Aコース、Bコース

原則、毎年5月および11月の13日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。 分配金額は、分配対象額の範囲内で、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。

◆Cコース、Dコース

原則、毎月13日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なう ことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。 なお、毎年5月と11月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が 決定する額を付加して分配する場合があります。

\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### 【投資リスク】

各ファンドは、外国投資証券等への投資を通じて、債券等に実質的に投資する効果を有しますので、金 利変動等による当該債券の価格下落や、当該債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、 基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額 が下落することがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が 生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

## 【お申込メモ】

●信託期間 2031年5月13日まで(2011年8月11日設定)

●決算日および 【Aコース】【Bコース】年2回の決算時(原則、5月および11月の13日。 収益分配 休業日の場合は翌営業日)に分配の方針に基づき分配します。 【Cコース】【Dコース】年12回の決算時(原則、毎月13日。

休業日の場合は翌営業日)に分配の方針に基づき分配します。

●ご購入価額 ご購入申込日の翌々営業日の基準価額

●ご購入単位 一般コース:1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円) または1万円以上1円単位

自動けいぞく投資コース:1万円以上1円単位

※お取扱いコース、ご購入単位は販売会社によって異なる場合があります。

●ご換金価額 ご換金申込日の翌々営業日の基準価額

「Aコース」「Bコース」間および「Cコース」「Dコース」間で ●スイッチング

スイッチングが可能です。

※販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない

退合があります

●お申込不可日 販売会社の営業日であっても、申込日当日が、下記のいずれかの 休業日に該当する場合または12月24日である場合には、原則、

ご購入、ご換金、スイッチングの各お申込みができません。 ニューヨーク証券取引所・ルクセンブルグの銀行

個人の場合、原則として分配時の普通分配金ならびに換金時 ●課税関係 (スイッチングを含む)および償還時の譲渡益に対して課税され

ます。ただし、少額投資非課税制度などを利用した場合には課税 されません。なお、税法が改正された場合などには、内容が変更に なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 【当ファンドに係る費用】

(2019年12月現在)

| ◆ご購入時手数料         | ご購入価額に3.3%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に   |
|------------------|---------------------------------|
|                  | 定める率を乗じて得た額                     |
|                  | <スイッチング時>                       |
|                  | 販売会社が独自に定める率を乗じて得た額             |
|                  | * 詳しくは販売会社にご確認ください。             |
| ◆運用管理費用          | ファンドの純資産総額に年1.056%(税抜年0.96%)の率を |
| (信託報酬)           | 乗じて得た額が、お客様の保有期間に応じてかかります。      |
|                  | 〇実質的にご負担いただく信託報酬率               |
|                  | 年1.806%~年1.876%程度(税込)           |
|                  | (注)ファンドが投資対象とする外国投資証券の信託報酬を     |
|                  | 加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について      |
|                  | 算出したものです。                       |
| ◆その他の費用·手数料      | 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、       |
|                  | 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、ファンドに     |
|                  | 関する租税等がお客様の保有期間中、その都度かかります。     |
|                  | ※これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に     |
|                  | 料率・上限額等を示すことができません。             |
| ◆信託財産留保額         | ありません。                          |
| (ご換金時、スイッチングを含む) |                                 |
|                  |                                 |

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に 応じて異なりますので、表示することができません

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

## ◆設定・運用は 野村アセットマネジメント

号:野村アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号 加入協会:一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会/ 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ファンドの基準価額等についてのお問い合わせ先:野村アセットマネジメント株式会社 ● サポートダイヤル 🔯 0120-753104 <受付時間>営業日の午前9時~午後5時

● ホームページ http://www.nomura-am.co.jp/



### 【当資料について】

- ●当資料は、ファンドに関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。
- ●当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- ●当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。
- ●当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

#### 【お申込みに際してのご留意事項】

- ●ファンドは、元金が保証されているものではありません。
- ●ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- ●投資信託は金融機関の預金と異なり、元本は保証されていません。
- ●投資信託は預金保険の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度が適用されません。
- ●お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

## 野村テンプルトン・トータル・リターン <Aコース/Bコース/Cコース/Dコース>

## お申込みは

| 金融商品取引業者等の名称 |          |                  | 加入協会    |                         |                         |                            |
|--------------|----------|------------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
|              |          | 登録番号             | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品<br>取引業協会 |
| 株式会社足利銀行     | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第43号   | 0       |                         | 0                       |                            |
| 株式会社千葉銀行     | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第39号   | 0       |                         | 0                       |                            |
| 株式会社関西みらい銀行  | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第7号    | 0       |                         | 0                       |                            |
| 株式会社南都銀行     | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第15号   | 0       |                         |                         |                            |
| 株式会社鳥取銀行     | 登録金融機関   | 中国財務局長(登金)第3号    | 0       |                         |                         |                            |
| 株式会社SBI証券    | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号   | 0       |                         | 0                       | 0                          |
| めぶき証券株式会社    | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第1771号 | 0       |                         |                         |                            |
| 中銀証券株式会社     | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第6号    | 0       |                         |                         |                            |
| 楽天証券株式会社     | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号  | 0       | 0                       | 0                       | 0                          |
| 東海東京証券株式会社   | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号  | 0       |                         | 0                       | 0                          |
| 野村證券株式会社     | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第142号  | 0       | 0                       | 0                       | 0                          |

<sup>※</sup>上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

<sup>※</sup>販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。